

通帳レス口座規定

1. 通帳の不発行

普通預金（通帳レス口座）、貯蓄預金（通帳レス口座）および普通預金・定期預金による総合口座（通帳レス口座）を開設するにあたっては、「普通預金規定」、「貯蓄預金規定」および「総合口座取引規定」、「定期預金共通規定集」にかかわらず通帳は発行しないものとします。

2. 通帳レス口座の選択・変更

- (1) 預金者は、当行との取引開始にあたり、開設する預金口座を通帳レス口座とするか否かを選択するものとします。また、預金者は、当行所定の手続きにより、通帳レス口座以外の預金口座から通帳レス口座へ、または、通帳レス口座から通帳レス口座以外の預金口座へ変更することができるものとします。
- (2) 預金者が通帳レス口座以外の預金口座を開設していた場合であっても、当該預金口座の残高が1万円以上であり、2年間当該預金口座での取引がない場合には、当行所定の手続きで預金者へ通知を行ったうえで、預金者の同意を得ることなく、当該預金口座を通帳レス口座に変更することができるものとします。なお、この場合、総合口座通帳を使用している預金口座については、別冊の定期預金口座を除き当該通帳にかかる預金口座を通帳レス口座に変更するものとします。ただし、預金者が通帳等の発行を希望するときには、当行所定の手続きにより、通帳レス口座を通帳レス口座以外の預金口座に無料で再変更することができるものとします。
- (3) 前二項により、通帳レス口座以外の預金口座を通帳レス口座に変更した場合、それまで預金者が保有していた通帳等は、変更の時点で使用できなくなり、記帳されていなかった取引明細は、それ以降に記帳することはできません。
- (4) 第1項および第2項の規定により、通帳レス口座を通帳レス口座以外の預金口座に変更した場合であっても、通帳レス口座が選択されていた間に行われた取引については、新しく発行された通帳等に記帳することはできません。

3. 通帳不発行にかかる特約

- (1) 前条の規定に基づき通帳レス口座を選択し、または通帳レス口座以外の口座を通帳レス口座に変更した場合には、預金者は必ずキャッシュカードの発行と〈ファースト〉プライベートWeb（以下、「プライベートWeb」といいます）、またはファーストバンクアプリサービス（以下、「アプリサービス」といいます）を契約するものとし、普通預金・貯蓄預金の残高・入出金明細等は「プライベートWeb」、または「アプリサービス」の取引照会サービスにより、また定期預金の明細等については「プライベートWeb」の定期預金サービスにより確認するものとします。「アプリサービス」のご利用にあたっては、口座開設時または通帳レス口座への切替時より1ヵ月以内に、同サービスで口座登録申込を行ってください。なお、当該口座登録前1ヵ月を超える期間の明細照会を行うことができません。
- (2) 預金者が取引明細表の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。ただし前条第2項の規定により通帳レス口座へ変更した場合には、預金者からの依頼により通帳レス口座変更前の末記帳分から当該ご依頼までの間の期間分の預金取引明細表を1度のみ無料で発行します。
- (3) 窓口での入出金取引（出金には振込・振替のための出金を含みます。以下同様。）は原則、ATMの障害発生時、ATMのご利用限度額を超える出金取引、キャッシュカードの磁気不良時、または「プライベートWeb」の障害により振込・振替がお取扱いできない場合に限ります。
- (4) 前項の場合において、窓口で普通預金・貯蓄預金の入出金取引を行うときは、この預金口座のキャッシュカードの提示が必要です。なお、当行所定の本人確認書類の提示と合わせて、キャッシュカードを用いた出金取引にお

いては、払戻請求書（カード専用）への記入と暗証番号入力、またキャッシュカードの磁気不良時および定期預金の場合は払戻請求書への記入と捺印など当行所定の手続きが必要となります。

- (5) 前(1)から(3)の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を当行の窓口へ提出してください。

4. 特約の終了

プライベートWeb契約とアプリサービス契約のどちらか一方もしくは双方が解約され、いずれの契約もない状態になった場合には、当行から預金者へ通知することなく第2条の特約は終了するものとします。この特約が終了した場合は普通預金規定、貯蓄預金規定および総合口座取引規定、定期預金共通規定集が適用されるとともに、通帳の発行が必要になります。通帳の発行については、当行所定の書類を当行の窓口へ提出してお手続きください。

5. 規定の準用

- (1) 本規定に特段の定めがない場合は、「普通預金規定」、「貯蓄預金規定」、「総合口座取引規定」、「定期預金共通規定集」、「ファーストキャッシュカード規定」、「<ファースト>プライベートWeb利用規定」、「ファーストバンク アプリサービス利用規約」を準用するものとします。
- (2) 本規定の内容と、「普通預金規定」、「貯蓄預金規定」、「総合口座取引規定」、「定期預金共通規定集」、「ファーストキャッシュカード規定」、「<ファースト>プライベートWeb利用規定」または「ファーストバンクアプリサービス利用規約」の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

6. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上